

## 道路美化パートナー制度(ボランティア団体と関係市町との協働)

協働の相手(名称)	執行分老人クラブいずみ会		
事業年度	平成20年度～		
県の担当部署	県土づくり本部道路課 維持担当 直通電話0952 - 25 - 7156 (内線2639) 鹿島土木事務所 道路課 直通電話0954 - 63 - 3221 (内線8-58-554)		
県の予算額	120,000円	協働の形態	事業協力

### 目指す姿

県と市町が連携し、県管理の国・県道において、

- ・県民協働の観点より地域でできることは地域で行うこと
- ・道路美化パートナー制度の普及を図り、地域活動を積極的に支援すること
- ・限られた財源の効率的運用、コスト縮減を実現すること

により、道路を地域共有の財産として愛着心を深めると共に、道路利用者のマナー向上を図る。

### 事業概要

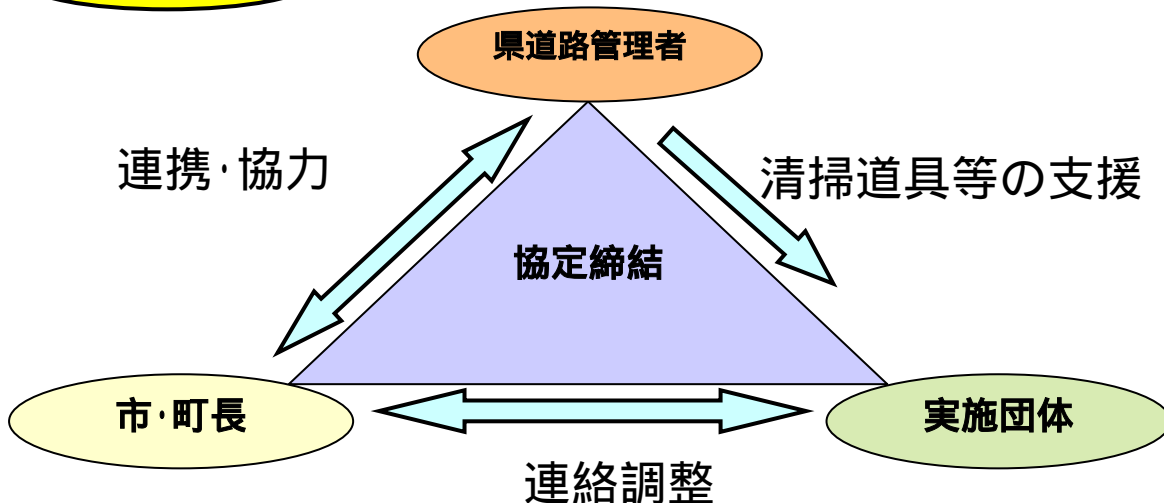
道路清掃などのボランティア活動に積極的な団体・企業等を「実施団体」として認定し、県と関係市町の支援のもと、道路の一定区間の清掃活動を実施してもらう。道路管理者は、万一の事故に備え障害保険の加入手続き及び保険料を負担し、希望により「実施団体の名称を記した表示板」を設置する。また、関係市町は、回収されたゴミの受け入れや「実施団体」との調整及び募集を行う。

### 協働の背景

県民協働の機運の高まり

- ・行政主導から県民協働の県づくり(県民協働指針)
- 市民活動が活性化
- ・道守佐賀会議、道守九州会議が平成16年に発足
- ・活動支援を求める声(県内16市町に道路にかかるボランティア活動団体有り。)
- ・九州各県において活動団体を支援する制度の創設
- ・日本風景街道への登録(玄界灘風景街道(平成19年10月登録))
- 行財政緊急改革プログラム
- ・さらに厳しい財政状況

### 協働の内容



## 協働の成果

- ・地域のボランティア活動によって道路美化を行うことで、道路愛護の機運醸成や一般道路利用者のマナーアップ向上が期待される。
- ・実施団体を介して、他の団体に対しても道路美化活動の広い普及が期待される。
- ・これまで植樹帯の草取り等は道路維持管理業務として県が業者へ委託をしていたが、ボランティア活動が維持管理業務の一部を担うことになり、経費の節減にも寄与する。
- ・看板を設置することで、自分たちが道路をきれいにしているということを発信することができ、地域への愛着をより一層深める一助となっている。



## 県民のメリット

- ・県民のボランティア活動において、行政がゴミ処分や傷害保険加入などの支援をすることが、負担軽減や活動環境の改善に寄与している。

## 今後の展望

- ・鹿島市はもとより管内の他市町に当事業の趣旨への理解及び協力を得て、活動を広げていきたい。